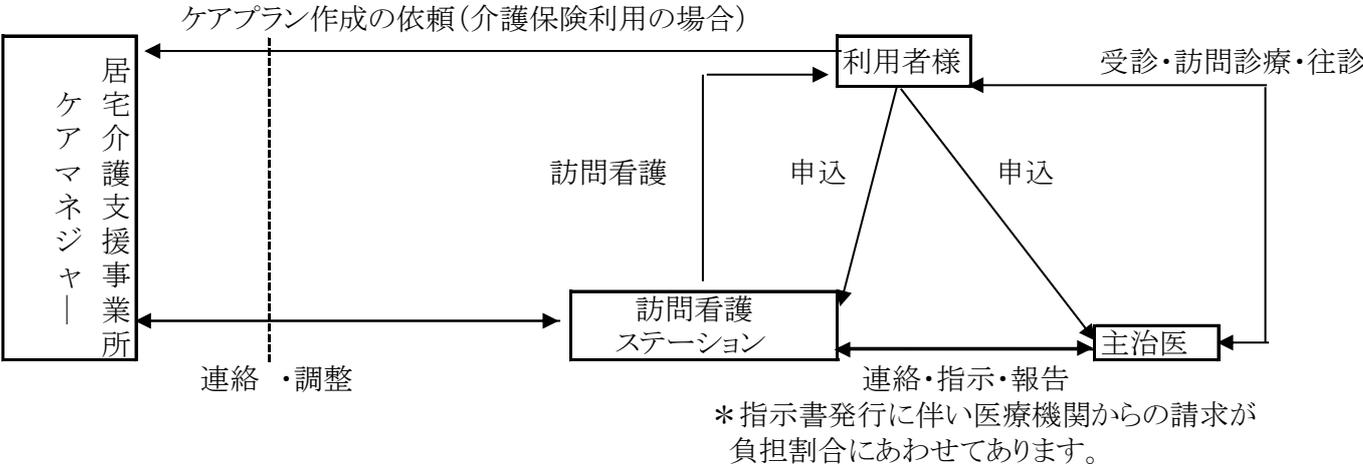


草津市訪問看護ステーション

訪問看護サービスのご案内（重要事項説明書）

1 訪問看護のお申し込みからサービス開始まで



訪問看護は、看護師などが訪問して病気や障がいのために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで介護保険制度のほか医療保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

お申し込みは訪問看護ステーションまたは主治医、ケアマネージャーにご相談下さい。訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

2 訪問看護サービスの内容

- ・身体状況の経過観察
- ・服薬管理、栄養相談
- ・状態に合わせた清潔の援助
- ・医療物品の管理や指導、援助
- ・褥瘡の処置と予防
- ・医師の指示による医療処置、急変時の対応・指導
- ・ADL拡大及び支援(リハビリテーションなどの実施と指導)
- ・医師との連絡調整(受診の判断と対応)
- ・本人及び家族介護者に対する介護の助言、精神的援助
- ・ターミナルケア、認知症患者の看護
- ・保健・福祉サービスなどの社会資源活用の援助

3 営業日時のご案内

- 営業日 : 月曜日～金曜日まで
- 休日 : 土・日・祝日・12月30日より1月3日
- 営業時間: 午前8時30分から午後5時00分

当ステーションは、年間を通して24時間いつでも連絡がとれる体制を設けております。

4 事故発生の対応

- ・ 事故・事件の発生した場合、速やかに介護者家族へ連絡、ケアマネジャー・事業所管理者へ連絡します
- ・ 介護保険事故・事件の報告する範囲は、事務取扱要領に準じます
- ・ 報告を受けた管理者は、速やかに市への報告をし、指示に従い処置します
- ・ 感染症等の場合は市・保健所への報告をし、指示に従い処置します

5 提供するサービスの第三者評価

提供するサービスの第三者評価の実施を受けた場合、実施した評価機関の名称、評価結果の開示をしま

6 相談・苦情窓口

当事業所が提供するサービスについて、ご相談や苦情がございましたらお申し出ください。

相談担当者：青根ひかる TEL 077-564-2228

当事業所以外でも下記の窓口があります。

滋賀県草津市草津町3丁目13番30号

草津市役所 介護保険課

TEL 077-561-2369

滋賀県大津市京町4丁目3番28号

滋賀県国民健康保険団体連合会

TEL 077-522-2651

大津市御陵町3-1

大津市役所 介護保険課

TEL 077-528-2730

栗東市安養寺1-13-33

栗東市役所 長寿福祉課介護保険係

TEL 077-551-0281

7 感染症・自然災害発生時の対応

- ・ 職員は平時から体温測定を含め、体調管理をしております
- ・ 感染症が疑われる場合は感染対策して訪問します(マスク、ゴーグル、ガウン、手指消毒等)
- ・ 職員の出勤困難な場合に備えて、平時よりスタッフがかわって訪問してケアが出来るようにしておきます
- ・ 利用者様の状況や自然災害の状況に合わせて、訪問回数の変更及び一時休止する場合があります
- ・ 可能な限り短い時間で復旧させ、継続的に訪問看護を提供するため業務継続計画を策定しています
- ・ 休業となった場合に備え、地域の他の訪問看護ステーションとの協力体制があります

8 カスタマーハラスメントについて

従業者に対して、暴言、暴力等ハラスメント行為が発生した場合は、上司等関係者間で協議し解決を図ります。解決が困難で、健全な信頼関係が構築できず訪問看護の効果が期待できないと判断した場合は行政や居宅介護支援事業所等に相談の上、訪問看護の中止又は契約解除することがあります。

9 虐待防止のための措置、身体的拘束等の適正化の推進

虐待の防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応の為、委員会の開催と指針を整備し、スタッフには周知をしています。また、虐待防止研修は定期的(年1回以上)実施しています。

虐待防止に関する担当者：青根ひかる

利用者様または他の利用者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際ご利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録に残します。

○草津市訪問看護ステーションの沿革

平成7年5月31日 訪問看護事業所指定

平成12年4月1日 介護保険法の居宅サービス事業所指定
平成18年4月1日 訪問看護・介護予防訪問看護事業所指定

○事業者概要

| | |
|--------|--|
| 事業者 | 社会医療法人 |
| 代表者 | 理事長 鈴木孝世 |
| 事業所の名称 | 草津市訪問看護ステーション |
| 管理者 | 青根ひかる |
| 指定番号 | 2560690014 |
| 事業所の住所 | 草津市野村2丁目13番13号 |
| 連絡先 | 営業時間内:電話 077-564-2228(直通) FAX 077-567-2085(草津ケアセンター代表) 営業時間外 (午後5時30分以降・夜間・休日) 090-6915-2465 、 077-564-2228 |
| 最寄の駅 | JR琵琶湖線 草津駅 徒歩15分 |

| | |
|--------------|--|
| 営業地域 | 草津市・大津市(青山・瀬田・瀬田北・田上中学区)、栗東市(栗東西中学区) |
| 従業者 | 看護師 11名 理学療法士 3名 言語聴覚士 1名 (医療保険からのリハビリ提供の場合のみ) 事務員 1名 |
| ご利用にあたってのお願い | 保険証等を確認させていただきます。変更のあった場合は必ずお知らせください。 やむを得ず、訪問の予定変更を希望される場合は必ず前日(午後5時までに)お知らせください。 ペットはゲージに入れる・リードにつなぐなどのご協力をお願いします。 |

医療保険法による訪問看護

- 訪問回数は、週3回を限度とします
(急性増悪時や厚生労働大臣の定める疾患等についてはこの限りではありません)
- 訪問時間
1回につき1時間30分以内です

■利用料 保険適用となります

月の初日は機能強化型訪問看護管理療養費1, 2日目以降は訪問看護管理療養費1を算定しています

| | 月の1回目の訪問 | 2日目以降 | | |
|---------------------------------|----------|--------|-------|-------|
| 訪問看護基本療養費 (1日につき) | 5,550円 | 5,550円 | | |
| 訪問看護管理療養費 (1日につき) | 13,230円 | 3,000円 | | |
| 計 | 18,780円 | 8,550円 | | |
| (1割) | 1,880円 | 860円 | | |
| (2割) | 3,760円 | 1,710円 | | |
| (3割) | 5,640円 | 2,570円 | | |
| | | 1割 | 2割 | 3割 |
| 24時間対応加算(1月につき) | 6,800円 | 680円 | 1360円 | 2040円 |
| 特別管理加算1月につき5,000円(胃ろう・留置カテーテル等) | | 500円 | 1000円 | 1500円 |
| その他 1月につき2,500円 | | 250円 | 500円 | 750円 |
| 夜間・早朝訪問看護加算 | 2,100円 | 210円 | 420円 | 630円 |
| 深夜訪問看護加算 | 4,200円 | 420円 | 840円 | 1260円 |
| 退院時共同指導加算 | 8,000円 | 800円 | 1600円 | 2400円 |
| 訪問看護加算ベースアップ評価料 1月につき780円 | | 78円 | 156円 | 234円 |

*週4日以降の訪問の基本療養費は、6550円です

*その他、必要に応じて複数回訪問加算、緊急訪問看護加算、ターミナルケア療養費、退院支援指導加算、在宅患者等緊急時カンファレンス加算が算定されることがあります

*ご利用負担額は保険給付割合により、上記の1割～3割の金額になります

*交通費の負担があります(一律200円)

*必要時、駐車料金を負担していただくこともあります

*領収証の再発行は、1か月 500円 +消費税 となります。

●訪問看護の有償サービスについて

介護保険や医療保険でカバーできない内容について自由契約でのサービスを行います

| | | |
|-------------------------------------|--------|---------|
| 1, 2時間を越える訪問看護 | 30分毎 | 3,000円 |
| 2, 通常の訪問看護サービス以外 介護保険・医療保険対象外の訪問 | 日中30分毎 | 8,000円 |
| 3, 死亡時の看護(死亡後のご遺体のお世話他) | | 10,000円 |

<事業者>

当事業所のサービスに関する事項を説明しました。

事業者名称 社会医療法人 誠光会 草津市訪問看護ステーション

事業者住所 滋賀県草津市野村2丁目13番13号

管理者 青根ひかる

説明者

上記内容の説明を受け、同意します。

令和 年 月 日

介護保険法による訪問看護

■訪問看護の利用できる方

介護保険の被保険者で、要介護状態と認定を受けて主治医が訪問看護を必要と認めた方

■訪問時間

1回につき20分未満から1時間30分までです。ケアプランに沿った時間となります

■利用料

1割 2割 3割 (円)

| | | | | | |
|------------|--------|-------|-------|-------|--|
| 20分未満 | 314単位 | 336 | 672 | 1,008 | * 20分未満訪問は、1週間に1回 20分以上の訪問看護の利用が 場合となります |
| 30分未満 | 471単位 | 504 | 1,008 | 1,512 | |
| 30分以上1時間未満 | 823単位 | 881 | 1,762 | 2,642 | |
| 1時間30分まで | 1128単位 | 1,207 | 2,414 | 3,621 | |

<加算>

| | | | | | |
|------------------|----------|------------------------------|--|-------|--|
| サービス提供体制強化加算 | 6単位/回 | 7 | 13 | 20 | 厚生労働省が定める基準に適合 |
| 夜間・早朝加算 | 通常の1.25倍 | | 月の2回目以降の緊急訪問で18時以降、早朝8時までの間に した場合、加算が算定されます | | |
| 深夜加算 | 通常の1.5倍 | | | | |
| 緊急時訪問看護加算(1月につき) | 600単位 | 642 | 1,284 | 1,926 | 24時間対応体制 |
| 特別管理加算(1月につき) II | 250単位 | 268 | 535 | 803 | 在宅酸素療法中・重度な褥瘡等 |
| I | 500単位 | 535 | 1,070 | 1,605 | 在宅悪性腫瘍患者指導管理等 留置カテーテル等を使用している状 |
| ターミナルケア加算 | 2500単位 | 死亡日および14日以内2日以上ターミナルケアを行った場合 | | | |
| 複数名訪問加算 30分未満 | 254単位/回 | 272 | 544 | 816 | 一人で看護を行うのが困難な場合 |
| 30分以上 | 402単位/回 | 431 | 861 | 1,291 | |
| 長時間の訪問看護加算 | 300単位/回 | 321 | 642 | 963 | 特別管理加算を算定する利用者に対し 1時間30分以上の看護を行った場合 |
| 退院時共同指導加算 | 600単位 | 642 | 1,284 | 1,926 | 退院前に病院で病棟関係者とともに レッスンに参加し、指導した場合 |
| 初回加算 | 300単位 | 321 | 642 | 963 | 初回訪問時に看護計画の立案 |
| 初回加算(病院等から退院当日) | 350単位 | 375 | 750 | 1,125 | 初回訪問時に看護計画の立案 |

* 1単位、10.7円で計算されます。(介護報酬の単位に10.7を乗じる)

* 領収証の再発行は、1か月 500円 +消費税 となります。

●訪問看護の有償サービスについて

介護保険や医療保険でカバーできない内容について自由契約でのサービスを行います

| | | |
|-------------------------------------|--------|---------|
| 1, 2時間を越える訪問看護 | 30分毎 | 3,000円 |
| 2, 通常の訪問看護サービス以外 介護保険・医療保険対象外の訪問 | 日中30分毎 | 8,000円 |
| 3, 死亡時の看護(死亡後のご遺体のお世話他) | | 10,000円 |

<事業者>

当事業所のサービスに関する事項を説明しました。

事業者名称 社会医療法人 誠光会 草津市訪問看護ステーション

事業者住所 滋賀県草津市野村2丁目13番13号

管理者 青根ひかる

説明者

上記内容の説明を受け、同意します。

令和 年 月 日

介護保険法による予防訪問看護

■訪問看護の利用できる方

介護保険の被保険者で、要介護状態と認定を受けて主治医が訪問看護を必要と認めた方

■訪問時間

1回につき20分未満から1時間30分までです。ケアプランに沿った時間となります

| ■利用料 | | 1割 | 2割 | 3割 | (円) |
|------------|--------|-------|-------|-------|---|
| 20分未満 | 303単位 | 325 | 649 | 973 | *20分未満訪問は、1週間に1回 20分以上の訪問看護の利用が 場合となります |
| 30分未満 | 451単位 | 483 | 966 | 1,448 | |
| 30分以上1時間未満 | 794単位 | 850 | 1,700 | 2,549 | |
| 1時間30分まで | 1090単位 | 1,167 | 2,333 | 3,499 | |

<加算>

| | | | | | |
|------------------|----------|-----|--|-------|------------------------------------|
| サービス提供体制強化加算 | 6単位/回 | 7 | 13 | 20 | 厚生労働省が定める基準に適合 |
| 夜間・早朝加算 | 通常の1.25倍 | | 月の2回目以降の緊急訪問で18時以降、早朝8時までの間に した場合、加算が算定されます | | |
| 深夜加算 | 通常の1.5倍 | | | | |
| 緊急時訪問看護加算(1月につき) | 600単位 | 642 | 1,284 | 1,926 | 24時間対応体制 |
| 特別管理加算(1月につき) II | 250単位 | 268 | 535 | 803 | 在宅酸素療法中・重度な褥瘡等 |
| I | 500単位 | 535 | 1,070 | 1,605 | 在宅悪性腫瘍患者指導管理等 留置カテーテル等を使用している状 |
| 退院時共同指導加算 | 600単位 | 642 | 1,284 | 1,926 | 退院前に病院で病棟関係者とともに ケースに参加し、指導した場合 |
| 初回加算 | 300単位 | 321 | 642 | 963 | 初回訪問時に看護計画の立案 |
| 初回加算(病院等から退院当日) | 350単位 | 375 | 750 | 1,125 | 初回訪問時に看護計画の立案 |

*1単位、10.7円で計算されます。(介護報酬の単位に10.7を乗じる)

*領収証の再発行は、1か月 500円 +消費税 となります。

●訪問看護の有償サービスについて

介護保険や医療保険でカバーできない内容について自由契約でのサービスを行います

| | | |
|-------------------------------------|--------|--------|
| 1, 2時間を越える訪問看護 | 30分毎 | 3,000円 |
| 2, 通常の訪問看護サービス以外 介護保険・医療保険対象外の訪問 | 日中30分毎 | 8,000円 |

<事業者>

当事業所のサービスに関する事項を説明しました。

事業者名称 社会医療法人 誠光会 草津市訪問看護ステーション

事業者住所 滋賀県草津市野村2丁目13番13号

管理者 青根ひかる

説明者

上記内容の説明を受け、同意します。

令和 年 月 日

す

す

一

ト。

束

| |
|----------|
| 以上 ある |
| |
| |
| 訪問を |
| |
| |
| 態 |
| |
| |
| し、 . |
| カンファ |
| |
| |
| |

| |
|----------|
| 以上 ある |
| |
| |
| 訪問を |
| |
| |
| |
| 態 |
| カンファ |
| |
| |
| |